

地方税に関する事務 全項目評価書(案)の修正一覧

凡例：★印＝区民意見提出手続きによる
意見を踏まえた修正
・印＝その他の修正

修正箇所	全項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
P124 P149 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適正な取扱いの確保 具体的な方法	・原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承認した業者については、再委託を許諾するとともにセキュリティ事項について委託と同様の措置を義務付ける。	・原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承認した業者については、再委託を許諾するとともにセキュリティ事項について委託と同様の措置を義務付ける。 ・ <u>委託先において、再委託先の特定個人情報の取扱いの監督を行っているかどうかを区で監督することにより、再委託先の特定個人情報の取扱いについても間接的に監督する。</u>	・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保の記載内容において、区の再委託先への間接的な管理の実施について明記することとしたため。
P144 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な方法	(中間サーバ・プラットフォームにおける措置) ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、(中略)他テナントとの混在によるリスクを回避する。	(中間サーバ・プラットフォームにおける措置) ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、(中略)他テナントとの混在によるリスクを軽減する。	・当該セキュリティ対策による効果は、「リスクの回避」の側面より、「リスクの軽減」を図るものであるから、表現を見直すこととしたため。
地方税に関する事務 特定個人情報評価書 (全項目評価書)案 用語解説 P1 項7	(記載なし)	記載箇所:P34Ⅱ(1)4 項目Ⅱ(1)4委託事項9 用語: 指定番号 意味: 特別徴収義務者(従業員の個人住民税を給与天引きする事業所)に対して、各市区町村が付番する番号のこと。	・地方税に関する事務で使用する用語「指定番号」について、解説を行うこととしたため。

修正箇所	全項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
地方税に関する事務 特定個人情報評価書 (全項目評価書)案 用語解説 P1 項8	(記載なし)	<p>記載箇所:P34</p> <p>項目Ⅱ(1)4委託事項9</p> <p>用語:<u>指定番号固定化総括表</u></p> <p>意味:<u>特別徴収義務者が給与支払報告書を区市町村に提出する際、従業員の給与支払報告書一式の表紙として総括表を添付することになっている。</u></p> <p><u>「指定番号固定化総括表」とは、区市町村があらかじめ指定番号を印字(=指定番号の固定化)し、併せて事業所住所や名称も印字した総括表のこと。</u></p> <p><u>特別徴収義務者が指定番号固定化総括表を使用することで、指定番号等の記載を行う必要がなく、給与支払報告書作成時の事務負担の軽減となるため、特別徴収義務者が給与支払報告書を作成する前の時期に区市町村から当該総括表の送付を行う。</u></p>	<p>・地方税に関する事務で使用する用語「指定番号固定化総括表」について、解説を行うこととしたため。</p>